

[内容]

1. (米国) システムの能力を表わす機能的なクレーム文言は、不明確さを緩和する可能性がある
2. (米国) 公共交通機関での銀行カードの使用に関する特許適格性の判決
3. (米国) 当事者系再審査の対象であるクレームは特許権者が開示した刊行物により自明である
4. (欧州) 拡大審判部が"undisclosed disclaimers"の許容性についての判断基準を示す
5. (欧州) AI 関連発明の特許取得について
6. (欧州) 統一特許裁判所 (UPC) 協定に関する最近の動向
7. (欧州) 医薬品に関する補充的保護証明書 (SPC) の有効期間の訂正に関する欧州連合司法裁判所の予備的判決
8. (韓国) 純度の特徴のある数値限定発明の新規性が認められるためには
9. (意匠、商標・韓国) 韓国の審査基準等の改正について
10. (商標・韓国) アンブッシュマーケティング禁止のための平昌オリンピック関連法律改正

1. (米国) システムの能力を表わす機能的なクレーム文言は、不明確さを緩和する可能性がある

CAFC は、クレームが不明確なため無効とした地裁判決を覆して、争点となっているシステムのクレームは、2つの異なる主題(subject matter)のクラスを記載したものではないと判示しました(MasterMine Software, Inc. v. Microsoft Corp. (Fed. Cir., Oct. 30, 2017))。

MasterMine は、顧客関係管理(CRM)アプリケーションによって維持されるデータをユーザが取出して報告することができる方法およびシステムを開示した 2 件の特許を所有しています。これらの特許は、ユーザが迅速かつ容易に CRM データを要約し、または閲覧することができるようにする"ピボットテーブル"を含む電子ワークシートの作成を記載しています。MasterMine (原告) は、Microsoft (被告) がこれら 2 件の特許を侵害しているとして、提訴しました。地裁は、装置と、装置を使用する方法の両方を記載したクレームは、不明確であると判示しました。原告は、判決を不服として控訴しました。

CAFC は、IPXL 事件 (IPXL Holdings, L.L.C.) に関する 2005 年の判決の分析に注力しました。IPXL 事件において、CAFC は、装置と、その装置の使用法の両方をカバーするクレームは、第 112 条第 2 項の下で、不明確であると判断しました。その理由は、侵害しているシステムを製造したことによって侵害が発生するのか、侵害する方法で実際にシステムを使用したことによって侵害が発生するのかが不明確であるというものです。

IPXL 事件の判決、およびそれに続く判決にも拘らず、CAFC は、これまでも、装置クレームは、機能的文言を用いたことによって、必ずしも不明確になるとは限らないことを指摘してきました。たとえば、HTC 事件 (HTC Corp. v. IPCom GmbH & Co.) において、機能的文言は、移動局が動作する下位のネットワーク環境を構築するための目的を提供するので、機能的文言を用いたクレームは、無効ではないと判断しました。

CAFC は、他の事件においても、クレーム中の機能的文言は、記載されている機能の能力を表わすのに適しており、それゆえ、クレームは不明確ではないと判断しました。

CAFC は、本件のクレームが、動作動詞 (presents, receives and generates) を含んでいるが、これらの動詞は、報告モジュールの能力を記述するために用いられる許容される機能的文言であると説示しました。さらに、CAFC は、本件のクレームは、システムのユーザによって実行される動作を記載したものではないという理由によって、本件のクレームは、IPXL 事件のクレームと区別することができるものであって、むしろ、ユーザの選択を受けて応答するシステムの能力を記載したものであると判断しました。それゆえ、CAFC は、本件のクレームは、クレームされたシステムの能力を記述するために、許容される機能的文言を使用したものであり、システムを生産し、使用し、販売の申し出をし、または販売したときに限り、侵害が発生するのは明らかであると判示しました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol.20, No.11 11 月号

[担当] 深見特許事務所 西川 信行

2. (米国) 公共交通機関での銀行カードの使用に関する特許適格性の判決

背景

スマートシステムズ (SSI) は、SSI の 4 つの特許を侵害したとしてシカゴ交通局 (CTA) を訴えました。CTA は、SSI のクレームが 101 条の下で不適格であるとの判決を求める申立を提出しました。

SSI のクレームは、2 つのグループに分けることができます。第 1 のグループは、銀行カードを走査し、当該走査されたデータを、承認された交通口座のローカルに蓄えられた「ホワイトリスト」に対して比較し、カード所有者が口座名義人としてリストされていれば、口座を処理し代金を請求するためにネットワーク接続を即座に確立することなく入場を許可することにより、公共交通機関のゲートまたはターミナルで銀行カードを直接使うためのシステムおよび方法についてクレームしています。第 2 のグループは、データを受入れたり蓄えたりできない銀行カードであっても、時間ベースの運賃規則を実現するために、従来の銀行カードの使用に関する特徴をクレームしています。

地裁は、クレームが「地下鉄またはバスの乗車に対してクレジットカードで支払う」といった抽象的な概念のみをカバーしており、「所定の金融取引に向けられたクレームは、…抽象的アイデア (abstract idea) を含むものとして分類されなければならず、かつ、クレームが汎用のコンピュータおよび技術的構成要素のみを列挙しているため発明性を有する概念 (inventive concept) を欠くとの理由で CTA の申立を認めました。

CAFC は、SSI のクレーム特許が抽象的アイデアに向けられているため 101 条により不適格であるとした地裁の判決を支持しました。

議論

Alice テストのステップ 1 において、CAFC は、SSI のクレームを、特定の規則群の結合された順序を用いた工程が既存の技術工程を改善させるという McRO のクレームと区別しました。SSI のクレームが抽象的アイデアに向けられているとの判決において、CAFC は、SSI のクレームは、単に、公共交通における金融取引の形成およびデータの集合、蓄積および認識に向けられており、そのようなものは、技術工程を改善する特定の規則群の結合された順序には向けられていないと理由付けました。

Alice テストのステップ 2 において、CAFC は、SSI のクレームが発明性を有する概念を含んでいないとの判決について、当該クレームを Diehr および DDR のケースと区別しました。CAFC は、SSI のクレームの場合と同様に、係争中のクレームが抽象的アイデアを実現するために汎用のコンピュータ構成を用いた場合に Diehr のケースは適用されず、当該クレームがインターネットに特有の課題を解決しようとしていない場合に DDR のケースは適用されないと理由付けました。

したがって、CAFC は、SSI のクレームが 101 条の下で特許不適格であると判示しま

した。

[情報元] Oliff Special Report, November 15, 2017

[担当] 深見特許事務所 紫藤 則和

3. (米国) 当事者系再審査の対象であるクレームは特許権者が開示した刊行物により自明である

(1) 背景

SFC 社（以下、請求人という）は当事者系再審査（inter partes reexamination）を請求し、Idemitsu 社（以下、被請求人という）が有する米国特許第 8,334,648 号（以下、「648 号特許」と記載します）のクレーム 1-15 は、被請求人が出願人である WO2002/052904（以下、「Arakane」と記載します）により自明であると主張しました。特許審判部（Patent Trial and Appeal Board: PTAB）は請求人の主張を支持し、クレーム 1-5, 7-11 および 13-14 は、Arakane により自明であると認定しました。被請求人はその後 CAFC に提訴しました。

(2) 648 号特許について

648 号特許には「一対の電極と、電極間に挟持された有機発光媒体層を有する有機エレクトロルミネッセンス素子であって、電極を介して電圧が印加されると有機発光媒体が発光すること」が規定されています。

(3) Arakane について

Arakane には「一対の電極と、電極間に挟持された有機発光媒体層とを有する有機エレクトロルミネッセンス素子であって、

有機発光媒体層が(A)少なくとも一種の正孔輸送性化合物と、(B)少なくとも一種の電子輸送性化合物とを含有する混合層を有し、

正孔輸送性化合物のエネルギーギャップ Eg_1 と電子輸送性化合物のエネルギーギャップ Eg_2 とが、 $Eg_1 < Eg_2$ の関係を満たす有機エレクトロルミネッセンス素子」、が開示されています。

(4) CAFC における被請求人の主張

被請求人は、PTAB による以下の 2 点の認定は誤りであると主張しました。

[ア] 当業者であれば、Arakane において開示される「正孔輸送性化合物」と「電子輸送性化合物」とが、常に $Eg_1 < Eg_2$ の関係を満たすものであると理解するであろうという認定。

[イ] Arakane は、「混合層」中に $Eg_1 < Eg_2$ の関係を満たす「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」に加えて、 $Eg_1 < Eg_2$ の関係を満たさない「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」を含み得ることを示唆しているという認定。

(5) CAFC の判断

CAFC は PTAB の認定を容認しました。CAFC は、Arakane において $Eg_1 < Eg_2$ の関係を満たさない「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」を含んだ場合には、係る「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」を含むことに起因する耐久性および抵抗の問題が生じ得ると認定しました。しかしながら、かかる欠点を有し得るにも拘わらず、当業者であれば Arakane から「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」を含む「有機エレクトロルミネッセンス素子」に想到し得ると結論付けました。

更に CAFC は、648 号特許には「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」のエネルギーギャップに関する規定はされておらず、また、Arakane が開示されている「正孔輸送性化合物」および「電子輸送性化合物」から、648 号特許に想到することは容易であるという見解を示しました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol. 20, No. 10

[担当] 深見特許事務所 池田 隆寛

4. (欧州) 拡大審判部が"undisclosed disclaimers"の許容性についての判断基準を示す

拡大審判部は、2017年12月18日付のG1/16審決において、出願書類に開示の無い発明主題をクレームの範囲から除外する補正"undisclosed disclaimers"が許容され得ることを明確に示しました。

拡大審判部は、過去のG1/03審決の理由を是認し、"undisclosed disclaimers"が所定の条件下において許容されると判断しました。新規性を確立するため、すなわち特許可能性のない発明主題を除外するために用いられる"undisclosed disclaimers"は、除外される範囲が関連する先行技術の開示と同じであり、かつ当該 disclaimer が進歩性および開示要件には関係しないという条件の下で、許容されます。

出願書類に開示されていた発明主題を除外する補正"disclosed disclaimers"と"undisclosed disclaimers"とは判断基準が異なり、G2/10審決による判断基準（ディスクレームを導入した後にクレームに残る発明主題が、明示的または暗示的に、直接的かつ一義的に出願書類に開示されていなければ、当該補正はEPC123条(2)の要件を満たさない）は、"disclosed disclaimers"に適用されますが、"undisclosed disclaimers"には適用されません。

"undisclosed disclaimers"が引続き有効であることは、出願人および特許権者にとっては歓迎すべきといえます。しかし、十分に注意を払うべきです。"undisclosed disclaimer"が許容されるための基準は厳格であり、審査段階でした"undisclosed disclaimer"による補正が後にG1/16審決の基準を満たしていないと判断されれば、EPC123条(3)の「保護を拡張するように補正してはならない」規定に反することなくクレームの文言を修正することは不可能と思われれます。

本審決により、欧州特許庁は、停止していた特許出願および異議申立の手続を再開することになります。

[情報元] JA Kemp News, December 21, 2017、JA Kemp Briefing, January 10, 2018

[担当] 深見特許事務所 村野 淳

5. (欧州) AI 関連発明の特許取得について

人工知能(AI)関連発明の分野で特許保護を求める際には、いくつかの特別な問題を考慮する必要があります。特に、欧州特許庁(EPO)においては、AI技術の特許性に影響を及ぼすいくつかの要因があります。

欧州特許条約(EPC)第52条(2)によれば、特許可能な発明から除外される特定の分野（例えば、数学的方法等）があります。一見すると、ニューラルネットワークのようなAIシステムについての特許保護の取得は見込みがないように思えるかもしれませんが。しかしながら、EPC第52条(3)には「(2)は、欧州特許出願または欧州特許が同項に規定された主題または動作に関する範囲のみにおいて、それら主題または動作を特許の対象から除外する」と記載されているように、実際には除外条項は狭く適用されます。

長年にわたり、EPOは主題が本発明の技術的特徴に貢献するものであれば、除外された主題に関連するとはみなされないとの見解を示してきました。“技術的特徴”は、コンピュータプログラムの特定の技術的特徴（例えば、プロセスの効率化またはセキュリティに影響を与えるもの、コンピュータリソースの使用を低減するもの）において見出すことができます。また、“技術的特徴”は、コンピュータプログラムの出力が他の技術的プロセスを制御するために利用されている場合など、コンピュータの外部で実行されるプロセスにおいて技術的効果を有するコンピュータプログラムの技術的特徴においても見出すことができます。

一方、特定の技術的特徴が技術的効果を提供することによって技術的課題の解決に貢献しているとみなすことができない場合、その技術的特徴はクレーム発明の進歩性を評価する際には何の意味も与えられません。原則として、ある技術的特徴によってもたらされる効果または結

果は、当該特徴が技術的課題の解決に貢献しているかどうかの問いに答えるための秘訣を提供してくれます。

これらの原則は、AI 関連発明にも適用されます。ニューラルネットワーク関連発明の操作または訓練に関する特徴、ニューラルネットワークによって生成された出力の利用に関する特徴等が技術的課題を解決する場合には、“技術的特徴”は、これらの特徴に見出すことができます。重要な点は、AI アルゴリズムがもたらす技術的効果または利点を特定することです。市場における地位を守るために AI 発明の特許取得を目指す場合には、これらの点を念頭におく必要があります。

[情報元] Inside IP (Venner Shipley' IP magazine), Autumn/Winter 2017

[担当] 深見特許事務所 勝本 一誠

6. (欧州) 統一特許裁判所 (UPC) 協定に関する最近の動向

統一特許裁判所 (UPC) 協定関連法案が、2017 年 12 月に、英国の上下両院を通過しました。

欧州単一特許・欧州統一特許裁判所協定 (UPC 協定) は、英国、ドイツ、フランスを含む 13 か国が UPC 協定を批准することで施行されることとなっています。2018 年 1 月末時点において、フランスを含む 15 か国 (オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア (批准した順に記載)) が批准していますので、英国とドイツとが批准すれば、同協定は発効する状況です。今回の法案の通過により、英国の UPC 協定批准の目途が立ちつつあるといえます。しかし、2017 年夏号の外国知財情報レポートに掲載致しましたとおり、ドイツでは、同国連邦議会が可決した UPC 協定関連法案について違憲訴訟が提起され、同国憲法裁判所で審理中であるため、ドイツの UPC 協定の批准は依然として不透明な状況です。

[情報元] JETRO デュッセルドルフ HP、英国議会 HP

[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

7. (欧州) 医薬品に関する補充的保護証明書 (SPC) の有効期間の訂正に関する欧州連合司法裁判所の予備的判決

2016 年春号の外国知財情報レポートに掲載致しましたように、欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、2015 年 10 月 6 日、SPC 規則 13 条 1 項における、「EU 市場における販売についての最初の当局の承認日」は、当局による販売承認の決定が申請人に通知された日を意味する、との予備的判決を下しました (事件番号: C-471/14)。そして、2017 年 12 月、ハンガリーのブダペスト高等裁判所の付託を受けた CJEU は、同予備的判決前に、前記「当局の承認日」は当局による販売承認の決定日であると解して当局が発行した SPC の保持者は、当局の前記解釈の誤りを理由として、SPC の期間満了前であれば、SPC の期間の訂正の訴えを提起できる旨の予備的判決を下しました (事件番号 C-492/16)。

[情報元] JETRO デュッセルドルフ HP、欧州連合司法裁判所 (EUCJ) HP

[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

8. (韓国) 純度に特徴のある数値限定発明の新規性が認められるためには

数値限定発明がその出願前に公知になった発明と比較して数値限定の有無または範囲においてのみ差がある場合、その数値限定が通常の技術者が適宜選択できる周知・慣用の手段に過ぎず、これによる新しい効果も発生しないのであれば、その数値限定発明は新規性が否定されます (大法院 2013.5.24.言渡し 2011 フ 2015 判決)。しかし、その数値限定が通常の技術者が適宜選択できる周知・慣用の手段の範囲を超えたり新しい効

果を現わす場合には、その数値限定発明は新規性が否定されません(特許法院 2017.7.14. 言渡し 2017 ホ 1373 判決)。

事実関係

原告は発明の名称が「高純度カルコプトロール」である特許第 1251210 号に対して無効審判を請求したが、特許法院は本件の請求項 3*の発明が先行発明によって新規性が否定されないという理由で原告の審判請求を棄却し、原告はこれを不服として特許法院に審決取消訴訟を提起しました。

* [請求項 3] ガドプトロール (Gadobutrol) と 99.0%以上の純度を有する 10-(2,3-ジヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)プロピル)-1,4,7,10-テトラアザシクロドデカン-1,4,7-トリ酢酸のカルシウム錯体 (以下、「カルコプトロール」) を含む造影剤組成物

法院の判断

本件の請求項 3 の発明と先行発明はともにガドプトロールとカルコプトロールを含む造影剤組成物という点では同じであるが、請求項 3 の発明はカルコプトロールの純度を 99.0%以上に限定した一方、先行発明はカルコプトロールの純度を限定しなかったという点で差がある。

ある低分子化合物とその製造方法を開示した文献は、特別な事情がない限り、通常の技術者が望む全ての水準の純度の化合物を開示したと見なければならぬので、特許発明が先行発明に比べて単純に化合物の純度を限定したことに過ぎない場合には特別な事情がない限り新規性が否定されると見るべきである(特許法院 2008.4.23.言渡し 2007 ホ 8627 判決)。しかし、公知の精製技術によっても特許発明で限定した純度の不純物を得ることができず、その特許発明で初めてそのような純度の化合物を得る技術を開示したとすれば、その化合物純度の限定は通常の技術者が適宜選択できる周知・慣用の手段と見ることはできないので、その特許発明は先行発明によって新規性が否定されない。本件特許発明の優先権主張日前に公知となった精製方法では本件請求項 3 の発明で限定した純度 99.0%以上のカルコプトロールを得ることができないことが認められる。このような点を上記の法理に照らしてみると、本件請求項 3 の発明でカルコプトロールの純度を 99.0%以上に限定したことは通常の技術者が適宜選択できる周知・慣用の手段に該当しないと見なければならぬので、本件請求項 3 の発明は先行発明によって新規性が否定されない。

コメント

従来、特許法院の判例では公知物質の純度限定のみ特徴がある発明の新規性を否定したが、本判決では、「純度を高める方法」ではなく「純度を限定した組成物」と記載されていたにも拘らず新規性が認められたことに意義があります。

したがって、公知の精製方法では得ることができなかった純度を得ることができる新しい精製方法を発明した場合、新しい精製方法に関する請求項だけでなく、「純度を限定した組成物」の発明も請求範囲に記載して、公知の精製方法で得ることができる純度および公知の精製方法を改良しても純度を高めることが難しかった理由などを明細書に具体的に記載する戦略が望ましいです。

[情報元] KIM & CHANG IP Newsletter, November 2017

[担当] 深見特許事務所 小寺 寛

9. (意匠、商標・韓国) 韓国の審査基準等の改正について

韓国では商標審査基準、デザイン審査基準、商標デザイン審査事務取扱規定等が改正され、2018年1月1日より施行されています。その主な変更内容は下記のとおりです。

1. 商標について

(1) 指定商品の一部放棄時の提出書類を簡素化

放棄書を別途提出することなく、納付書に一部指定商品放棄の旨を記載することで指

定商品の一部放棄をすることが可能になりました。

(2) 登録商標の表示規定を新設

商品又は包装等に付す登録商標であるとの表示の方法は、登録商標番号の表示などに代えて、これらを掲載したインターネットアドレスを表示することが可能になりました。

(3) 立体商標の識別力判断基準を変更

立体的形状が指定商品の形状を表示するものであると認識されず、一般的ではない又はありふれたものでない特異な形状である場合は識別力があると判断されると規定されました。

(4) 設定登録料不納付の先願商標が引用された後願商標の取扱を変更

審査において引用された先願商標が登録証不納付の状態である場合、従来は権利回復の可能性のため1年以上後願商標を審査保留としていましたが、審査処理期間の短縮のために、当該先願商標は放棄されたものとみなして後願商標は審査保留されることなく処理されることに変更されました。

(5) 著名商標等との類否判断における他人であるか否かの判断時点を明確化

著名商標等と類似するか否かの判断は商標出願時を基準とするが、他人であるか否かの判断の基準は登録可否決定時とすることが明確に規定されました。

(6) 商品分類制度の改正

「健康機能食品」関連商品の場合、従来は主原料が果物なら第29類、穀物なら第30類のように主原料に応じて区分別に指定する必要がありましたが、2018年1月1日以後の出願においては主原料にかかわらず第5類に単一化されました。一方、「健康補助食品」、「健康食品」については従来どおり主原料に応じて第29、30類等に分類されます。

2. デザインについて

(1) 部分デザインの一体性認定範囲の拡大

物理的に分離された2つ以上の部分に形態的一体性がなくても、一つの機能を遂行する等の関連性があれば機能的一体性があると認められると規定されました。

(2) 不登録要件の審査対象の明確化

部分デザインの不登録要件の審査においては、登録を受けようとする部分とそれ以外の部分を含めた物品全体の形態を対象とし、原則的に参考図面も考慮すると規定されました。

(3) 部分デザインの同一・類似判断基準の一部変更

部分デザインとして表示した実線部分が同一であり破線部分のみに差異がある場合、两部分デザインは原則的に同一デザインでなく類似デザインとし、その差異が極めて微細であり全体的な審美感が同一である場合、同一デザインと判断すると規定されました。

(4) 法令改正事項を反映した修正

①新規性喪失の例外主張時期が「拒絶理由通知に対する意見書提出時」から「登録可否の決定通知書発送前まで」に拡大し、証明書類の提出期間は主張後30日以内と規定されました。

②関連デザイン出願の場合、自己の先行公知デザインと同一又は類似するとしても新規性喪失を理由に拒絶しないことが明記されました。

[情報元] KIM & CHANG Intellectual Property Updates January 9, 2018

[担当] 深見特許事務所 藤川 順

10. (商標・韓国) アンブッシュマーケティング禁止のための平昌オリンピック
ク関連法律改正

韓国では2018平昌冬季オリンピック大会および冬季パラリンピック大会（以下「平昌オリンピック」）の開幕を控えるなか、公式スポンサーを保護するためには組織委員会の承認を受けていない事業者が平昌オリンピックと関連した内容のマーケティング活

動を行なうことを規制すべきであるという指摘がされてきました。しかし既存の「2018平昌冬季オリンピック大会および冬季パラリンピック大会支援などに関する特別法」(以下「平昌オリンピック法」)では、組織委員会が指定した「大会関連象徴物等」を使用しようとする場合にだけ組織委員会の事前承認を得ることを要求していたため、このような象徴物等を使用せずに間接的に平昌オリンピックとの関連性を表す広告方式、いわゆるアンブッシュマーケティング (ambush marketing)¹ が法的に禁止されるか否かについては議論が生じていました。

このため国会ではこのような議論を解消するため、2017年12月29日、アンブッシュマーケティングの概念を詳細に定義し、その禁止を明示した規定である「第25条の3」を新たに追加した平昌オリンピック法一部改定法律案を通過させ、同法は翌2017年12月30日から施行となりました。改正平昌オリンピック法第25条の3は、オリンピックと関連した徽章、マスコット、聖火などの大会関連象徴物を直接使用しなくても、次のような方法を通じて特定事業者やその商品・サービスが平昌オリンピックまたは組織委員会と関連があると誤認させる行為を禁止しています。

- ① 国家代表選手、競技種目または関連施設と関連する表示・広告
- ② 平昌オリンピックと関連する商標 (文字からなる標章に限定) を使用する表示・広告
- ③ 平昌オリンピックまたは国家代表に対する応援と関連する表示・広告
- ④ 平昌オリンピックと関連する入場券や商品を景品として提供し、または提供を約束する行為

さらに、同規定は上記のような方法に該当しなくても、「その他これに準ずる方法」を通して平昌オリンピックまたは組織委員会と密接な関連があると誤認させる行為を禁止し、禁止されるマーケティングの範囲をより広げています。改正平昌オリンピック法は第25条の3の違反行為に対して別途の処罰規定を設けてはいないものの、これに違反する場合は不法行為による民事上の損害賠償請求など一定の法的責任が発生する可能性もあるため留意する必要があります。

¹ [アンブッシュは待ち伏せの意]

オリンピックやワールドカップなどのイベントにおいて、公式スポンサー契約を結んでいないものが無断でロゴなどを使用したり、会場内や周辺で便乗して行なう宣伝活動。

[情報元] KIM & CHANG Intellectual Property Updates January 8, 2018

[担当] 深見特許事務所 中島 由賀

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。